

亀山市における給与減額支給措置の基本的な考え方

1. 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)に支給する一般職の職員の給料の額は、次の表の給料表及び職務の級の区分に応じた割合を乗じた額を減じた額とします。

給料表	職務の級	亀山市の減額率	国の減額率
行政職(一)	1級、2級	2.38%	4.77%
	3級から6級	3.88%	7.77%
	7級	4.88%	9.77%
行政職(二)	1級、2級	2.38%	4.77%
	3級から5級	3.88%	7.77%
医療職(一)	1級	2.38%	4.77%
	2級	3.88%	7.77%
	3級、4級	4.88%	9.77%
医療職(二)	1級、2級	2.38%	4.77%
	3級から6級	3.88%	7.77%
医療職(三)	1級、2級	2.38%	4.77%
	3級から6級	3.88%	7.77%

2. 特例期間に支給する一般職の手当の額を次のとおり減額します。
- (1) 管理職手当は、一律5%を減額します。(国の減額率10%)
 - (2) 地域手当、時間外勤務手当及び夜間勤務手当は、職務の級に応じて、それぞれ4.88%、3.88%、2.38%を減額します。
 - (3) 期末手当及び勤勉手当は、一律4.88%を減額します。
(国の減額率9.77%)

3. 役職別削減額モデル(一般会計)

役職	部長	室長	主幹	主任主査	主査	主任主事	主事
削減額	279,400円	214,400円	175,800円	164,000円	121,800円	63,500円	54,400円
級別	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級

4. 平均給与削減率

亀山市における平均給与削減率は、2.61%となります。

特別職等削減見込額

(単位:千円)

給料月額	減額前の額	現在の減額後の額 (△5%)	今回の減額後の額 (△15%)	9ヶ月間の減額 見込額
市長	995,000円	945,250円	845,750円	1,139
給料月額	減額前の額	現在の減額後の額 (△5%)	今回の減額後の額 (△10%)	9ヶ月間の減額 見込額
副市長	745,000円	707,750円	670,500円	426
教育長	690,000円	655,500円	621,000円	410
計	—	—	—	1,975

一般職削減見込額

(単位:千円)

区分	一般会計	国保会計	後期高齢会計	農集会計	公共会計	水道会計	病院会計	計	国の要請による減額
給料	44,874	409	134	435	1,594	1,321	7,516	56,284	112,848
管理職手当	1,894	0	0	23	27	23	344	2,312	4,624
時間外手当	3,767	74	8	62	218	323	594	5,045	10,119
夜間勤務手当	306	0	0	0	0	0	126	433	870
期末勤勉手当	16,475	174	45	165	556	448	2,839	20,702	41,446
地域手当	1,907	14	5	19	67	55	471	2,538	5,092
計	69,223	670	192	705	2,462	2,171	11,891	87,313	174,999
職員数	464	5	1	4	14	12	81	581	581
一人当たり削減額	149	134	192	176	176	181	147	150	301

(参考)

交付税削減 見込額(A)	元気づくり事業費 算入見込額(B)	交付税減収 見込額(A-B)
114,478	27,333	87,145

平成25年6月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（3件）

（1）亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例 の制定について

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成24年4月1日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における一般職の給与減額支給措置等を総合的に勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」といいます。）における市長及び副市長の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

(ア) 特例期間に支給する市長及び副市長の給料の額は、
亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年
亀山市条例第41号。以下「条例」といいます。）附
則第6項の規定にかかわらず、市長については給料月
額からその100分の15を減ずることとし、副市長
については給料月額からその100分の10を減ずる
こととします。

(イ) 特例期間に支給する市長及び副市長の期末手当の額
は、条例附則第7項の規定にかかわらず、市長及び副
市長が受けるべき期末手当の額から、市長については
100分の15を減ずることとし、副市長については
100分の10を減ずることとします。

なお、施行日は、平成25年7月1日とします。

(2) 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する 条例の制定について

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要
性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国
家公務員の人件費を削減するため、「国家公務員の給与の
改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2

号)における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成24年4月1日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における一般職の給与減額支給措置等を総合的に勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」といいます。)における教育長の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

(ア) 特例期間に支給する教育長の給料の額は、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例(平成17年亀山市条例第42号。以下「条例」といいます。)附則第5項の規定にかかわらず、給料月額からその100分の10を減ずることとします。

(イ) 特例期間に支給する教育長の期末手当及び勤勉手当の額は、条例附則第6項の規定にかかわらず、教育長が受けるべき期末手当及び勤勉手当の額から、100分の10を減ずることとします。

なお、施行日は、平成25年7月1日とします。

(3) 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例 の制定について

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）における国家公務員の給与減額支給措置に係る規定が平成24年4月1日に施行されました。

この法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえるとともに、依然として厳しい市の財政状況と本市における給与の支給状況等を総合的に勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」といいます。）における一般職の職員の給与の支給額を減額するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

- (ア) 特例期間に支給する一般職の職員の給料の額は、給料月額から次の表の給料表及び職務の級の区分に応じた割合を減じた額とします。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表 (一)	2級以下	100分の2.38
	3級から6級まで	100分の3.88
	7級	100分の4.88
医療職給料表 (一)	1級	100分の2.38
	2級	100分の3.88
	3级以上	100分の4.88
医療職給料表 (二)	2級以下	100分の2.38
	3级以上	100分の3.88
医療職給料表 (三)	2級以下	100分の2.38
	3级以上	100分の3.88

また、特例期間に支給する一般職の職員の手当の額は、次のとおりとします。

- a 管理職手当は、一律5%を減額します。
- b 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当といった給料に連動した諸手当は、減額後の給料月額により算定します。
- c 期末手当及び勤勉手当は、一律4.88%を減額します。

(イ) 次の条例について、特例期間における勤務時間 1 時間当たりの給与について給与の減額を反映した額とするため、規定の整備を行います。

a 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

b 亀山市職員の育児休業等に関する条例

(ウ) 特例期間に支給する地方公営企業法の規定に基づく企業職員の給与について減額支給措置を講ずるため、亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定の整備を行います。

(エ) この条例の規定により減額する額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとします。

なお、施行日は、平成 25 年 7 月 1 日とします。